**事業場外労働に関する労使協定書**

株式会社と　　　　　　会社従業員代表　　　　　は、事業場外労働に関するみなし労働時間制に関して、下記のとおり協定する。

（対象者の範囲）

第1条　本協定は、　　　　　　　に所属する従業員で、主として事業場外で業務に従事する者であって実労働時間が算定し難いものに適用する。

（みなし労働時間）

第2条　前条に定める従業員が、労働時間の全部又は一部を事業場外において業務に従事し、労働時間を算定しがたい日については、休憩時間を除いて１日当たり８時間労働したものとみなす。

（休憩時間）

第3条　第１条に定める従業員の休憩時間については、就業規則第　　条に定める通りとする。ただし、業務の都合によって、定められた時間に休憩できない場合は、別の時間帯に所定の休憩を取ることとする。

（深夜労働）

第４条　第１条に定める従業員が、会社からの特別の指示により深夜（午後１０時から午前５時までの間）に勤務した場合には、賃金規程第　　条に基づいて、割増手当を支給する。

（有効期間）

第５条 本協定の有効期間は、令和　 年　 月　 日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに会社、従業員代表のいずれからも改定の申し出がない場合は、１年ごとに自動更新するものとする。

令和　　年 　月　 日

株式会社

代表取締役 　　　　　　　　　　　 ㊞

株式会社

従業員代表 　　　　　　　　　　　 ㊞